



三輪



朝倉警察署 (0946) 22-0110

秋の交通安全県民運動

令和8年9月21日(月)

}

令和8年9月30日(水)

歩行者は・・・交通ルールを守って、夜は反射材を活用！

- 危険な横断や無理な横断はやめましょう。

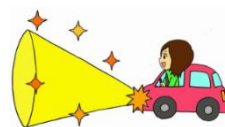
斜め横断は、車道にいる時間が長くなるので危険です。

また、車両の直前直後の横断は、ドライバーの死角から急に人が出てくることになるので危険です。

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材用品や明るい目立つ服装（白っぽい色）を着用し、交通事故から自分の命を守りましょう。



自動車は・・・夕暮れ時の早めのライト点灯と「ながらスマホ」の根絶！



- 夕暮れ時や夜間に運転するときは、早めのライトの点灯を心掛け、夜間の対向車や先行車がない状況や郊外の暗い夜道など周囲の状況に応じてハイビームを効果的に活用し、道路を横断する歩行者等を早く発見するようにしましょう。

- 横断歩道は歩行者優先です。

横断歩道に接近するときは、横断歩道の手前で停止できる速度に減速し、横断歩道を渡ろうとしている人がいる場合は、横断歩道の手前で必ず止まりましょう。

自転車は・・・ヘルメットを着用し、通行時のルールを守ろう！

- 自転車も夕暮れ時は早めにライトを点灯し、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。
- 自転車は「車両」です。ヘルメットの着用を始めとした

以下の【自転車安全利用五則】を守りましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車の一定の交通違反に 令和8年4月1日から対象年齢16歳以上

対象行為
113種類
※一部抜粋

信号無視



指定場所一時不停止

通行区分違反
(歩道通行)携帯電話使用等
(保持)

並進



反則金額は原付バイクと同等
(最高額12,000円)



青切符導入

朝倉警察署のHPは
📱こちらから📱



《令和8年7月中》三輪交番管内の事件事故発生状況

人身事故 5件
物件事故 21件

事件 3件

暴行 2件
非侵入窃盗(他) 1件